

**国立研究開発法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構
第4期中長期目標の変更（案）
について**

令和4年1月

産業技術環境局研究開発課

新エネルギー・産業技術総合開発機構室

1. 「経済安全保障重要技術育成プログラム事業」の設置

- 本事業は令和3年度補正予算のため、本年度中に基金を造成する必要がある。
- 評価軸・評価指標・モニタリング指標は次のとおり。
 - 評価軸：国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備が進捗したか
 - 評価指標：基金の設置及び研究開発を推進する体制の整備の進捗
 - モニタリング指標：関係規程の整備状況

※なお、今後設定される運営方針等を踏まえ、令和4年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標は改めて定める。

Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

5. 特定公募型研究開発業務の実施

④経済安全保障重要技術育成プログラム事業

経済財政運営と改革の基本方針及び統合イノベーション戦略2021を踏まえ、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。このため、NEDOは、令和3年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。令和4年度以降は、国の研究開発ビジョンを実現する研究開発プロジェクトを実施し、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省等に報告する。

なお、運営方針等を踏まえ、令和4年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標を改めて定める。

○目標5.-4

【目標】

NEDOは、基金の設置及び関係規程の整備を進める。

2. 「特定半導体の生産施設整備等の助成業務」の設置

- 本助成業務の予算のうち「先端半導体の国内生産拠点の確保」は令和3年度補正予算のため、本年度中に基金を造成する必要がある。
- 評価軸・評価指標・モニタリング指標は次のとおり。
 - 評価軸：NEDOが特定半導体の生産施設整備等の助成業務を適切に行っているか
 - 評価指標：外部有識者による外部評価を行い、適切に実施しているという評価（2段階で上位の区分の評価）となること
 - モニタリング指標：認定事業者の交付申請から交付決定までの期間や支払い請求から支払いまでの期間（事業執行の迅速性）、助成金・利子補給金の交付状況（事業執行の正確性）

Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

6. 特定半導体の生産施設整備等の助成業務の実施

成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築することが必要であることが示されたことを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号、以下「5G促進法」という。）に基づいて、特定半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。NEDOは、経済産業省と緊密に連携し、5G促進法第29条の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。

○目標6

【目標】

NEDOは、認定事業者が円滑に特定半導体の生産施設の整備・生産を進めることができるよう迅速かつ正確に助成業務の執行を行うことが期待される。このため、NEDOが実施する助成業務について外部有識者による外部評価を行い、適切に実施しているという評価（2段階評点で上位の区分の評価）となることを目標とする。

3. 直近の実績を踏まえた数値目標の引き上げ①

- 平成30年度から令和2年度までの実績を踏まえ、令和4年度の数値指標を見直す。
- 基幹目標の見直し対象 : 3年連続120%または2年連続150%を達成していること
数値目標1.-3 (非連続ナショナルプロジェクトの割合) について、令和4年度は65%以上とする。
数値目標2.-2 (民間VC等からの資金呼び込み額の割合) について、令和4年度は7.08倍以上とする。

Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進

○数値目標1.-3

【目標】「基幹目標」

ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも全体の40%以上とする目標を新たに設ける。

※数値目標を見直し、令和4年度は65%以上とすることを目標とする。

2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成

○数値目標2.-2

【目標】「基幹目標」

NEDOが技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。

具体的には、NEDOの支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金をNEDO支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込み(2.25倍)から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。

※数値目標を見直し、令和4年度は7.08倍以上とすることを目標とする。

3. 直近の実績を踏まえた数値目標の引き上げ②

- 平成30年度から令和2年度までの実績を踏まえ、令和4年度の数値指標を見直す。
- 非基幹目標の見直し対象：3年連続150%または2年連続200%を達成していること
数値目標3.-2（若手・女性研究員の数）について、令和4年度は6,200人以上とする。

Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

3.技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化

○数値目標3.-2

【目標】

NEDO事業（戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）事業等内閣府が戦略を策定し推進するものを除く。）に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。

※数値目標を見直し、令和4年度は6,200人以上とすることを目標とする。

4. 評価比率の変更

<前提>

- 交付金事業（①～④の4分野）の評価比率は、当該分野の政策的重要性に鑑みて均等としている。
- 交付金事業における業務フローは次のとおり。
 1. 制度設計・計画策定等
 2. [a]公募・審査、[b]技術委員会の運営等、[c]予算配分、[d]契約・検査・支払・進捗確認
 3. 中間評価・事後評価
 4. 次年度計画等への反映

<比率変更の考え方>

- 基金事業では、METIが制度設計を行うなど交付金事業における担当業務と異なりがある。
- ⑤特定公募型研究開発業務及び⑥特定半導体生産施設整備等の助成業務における主な業務は次のとおり。
 - ⑤：2. [a]～[d] ←交付金事業の各セグメントの1/4
 - ⑥：2. [d] ←交付金事業の各セグメントの1/4 × [a]～[d]の1/4

項目	評価比率		
	～R2fy	R3fy	R4fy
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	75.0%	75.0%	75.0%
<①エネルギーシステム分野>	18.75%	17.65%	17.39%
<②省エネルギー・環境分野>	18.75%	17.65%	17.39%
<③産業技術分野>	18.75%	17.65%	17.39%
<④新産業創出・シーズ発掘等分野>	18.75%	17.65%	17.39%
<⑤特定公募型研究開発業務>		4.40%	4.35%
<⑥特定半導体の生産施設整備等の助成業務> 【新設】			1.09%
II. 業務運営の効率化に関する事項	7.5%	7.5%	7.5%
III. 財務内容の改善に関する事項	7.5%	7.5%	7.5%
IV. その他業務運営に関する重要事項	10.0%	10.0%	10.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%

5. 今後のスケジュール

- 1月28日 国立研究開発法人審議会NEDO部会（本日）
- 2月上旬～中旬 国立研究開発法人審議会 会長への報告
- 2月22日 独立行政法人評価制度委員会
- 2月下旬～3月上旬 中長期目標の変更をNEDOに指示・公表
- 3月中旬～3月下旬 NEDOが作成する中長期計画の認可

○独立行政法人通則法（平成三十年法律第百三号）（抄）

第三節 国立研究開発法人

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 （略）

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

〔注〕委員会＝独立行政法人評価制度委員会

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

〔注〕研究開発に関する審議会＝国立研究開発法人審議会

（中長期計画）

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～3 （略）

4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。

○**科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）**

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

（略）

○**特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（抄）※**

第四節 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務

第二十九条 機構は、特定半導体生産施設整備等を促進するため、次の業務を行う。

- 一 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 二 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）（抄）※**

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～十三（略）

十四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条に規定する業務を行うこと。

（特定公募型研究開発業務基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（以下「特定公募型研究開発業務基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定公募型研究開発業務基金に充てる資金を補助することができる。

（特定半導体基金の設置等）

第十六条の四 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条第十四号に掲げる業務（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十九条第一号及び第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる業務に限る。）に関する事項を定めた場合には、当該業務に要する費用に充てるための基金（以下「特定半導体基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定半導体基金に充てる資金を補助することができる。

3～6（略）